

福山市西部市民センター施設照明更新型E S C O業務について、委託業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとし、「福山市西部市民センター施設照明更新型E S C O業務に関するプロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成したので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）4月20日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

福山市西部市民センター施設照明更新型E S C O業務

(2) 業務内容

福山市西部市民センター施設照明更新型E S C O業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

(4) 提案見積限度額

51,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※事業期間中に税制変更があった場合、本市と協議を行うものとする。

2 参加資格

(1) 応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業（福山市内に本店を有する）あるいはグループ（複数の企業体）とする。
- イ グループで応募する場合は、（2）ア(ア)に示す事業役割を担う応募者を代表企業（福山市内に店有する）とし、代表者を1名選定する。
- ウ グループで応募する場合は、その名称を明らかにするとともに、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- エ 応募者（グループの場合は代表企業）は、応募を含むそれ以降の提案及び契約などに関する諸手続を行う。
- オ 提案書類の提出後において、事業運営を目的とした特定子会社などを設立することも可能とする。ただし、設立の条件などに関しては、本市と協議し合意を得るものとする。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

なお、一の構成員が複数の役割を担うことができるものとする。

(ア)事業役割：本市との対応窓口となり、契約などの諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

(イ)施工役割：施工に関する業務を全て実施する。

(ウ)維持管理役割：導入した設備に係る維持管理に係る業務を実施する。

(エ)その他役割：上記(ア)(イ)(ウ)以外の調査・設計、機器供給・調達等に関する業務を実施する。

イ 応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出するものとする。

なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が、本市に対し、協力してその責任を負う条項を含むものとする。

(3) 応募者資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

なお、グループの場合、構成員としてこれらの要件を満たすこととする。

ア 参加表明書及び資格確認書類により、実施要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理等の業務を迅速に対応ができる者であること

ウ 施工役割を担う者は、参加表明書提出時に、2025年度（令和7年度）・2026年度（令和8年度）福山市建設工事入札参加資格者名簿の電気工事業における格付が「B級以上」として登録されており、福山市内に本店を有する者であること。

エ 施工役割を統括する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「特定建設業」または「一般建設業」の許可を得ている者。また、施工に必要な技術者としての資格を有する者（建設業法第26条に規定された技術者）を、統括責任者として配置することができる者であること。

オ ESCO設備の維持管理を行う者は、それらを円滑に行うための拠点を福山市内に有する者とする。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 実施要領の配付の日から優先交渉権者の通知までの期間に、福山市建設工事等指名除外基準要綱の措置要件に該当する者
- ウ 実施要領の配付の日から優先交渉権者の通知までの期間に、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。（以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。）
- キ 資格確認書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ケ 本市に納付すべき市税の滞納がある者
- コ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

3 スケジュール（予定）

公 告	2026年（令和8年）4月20日（月）
実施要領等の配付期間 （福山市ホームページで公開） （ https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。）	2026年（令和8年）4月20日（月）～ 2026年（令和8年）4月27日（月）
質問書の受付期間	2026年（令和8年）4月20日（月）～

	2026年(令和8年)4月27日(月)
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)5月8日(金) 福山市のホームページに掲載します。
参加表明書及び資格確認書類の受付期間	2026年(令和8年)5月11日(月)～ 2026年(令和8年)5月15日(金)
参加資格確認結果通知の送付	2026年(令和8年)5月27日(水)
現地見学の期間	2026年(令和8年)6月1日(月)～ 2026年(令和8年)6月2日(火)
現地見学後質問の受付期間	2026年(令和8年)6月8日(月)～ 2026年(令和8年)6月9日(火)
質問に対する回答期限・回答方法	2026年(令和8年)6月12日(金) 福山市のホームページに掲載します。
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)6月15日(月)～ 2026年(令和8年)6月19日(金)
プレゼンテーションの実施	2026年(令和8年)7月6日(月)
最優秀提案の選出	2026年(令和8年)7月上旬
優先交渉権者の決定、審査結果の通知	2026年(令和8年)7月上旬
詳細協議、事業計画書作成	2026年(令和8年)7月中下旬
契約の締結	2026年(令和8年)7月下旬
工事期間	2026年(令和8年)7月下旬～ 2027年(令和9年)3月上旬

4 実施要領等の配付場所

福山市ホームページ

5 評価基準・評価項目

別表1のとおり

6 契約の相手方の優先交渉権者の選定

本業務を実施するうえで、幅広く意見を聴衆するため、福山市西部市民センター施設照明更新型ESCO業務委託事業者評価委員設置要綱に基づき、「福山市西部市民センター施設照明更新型ESCO業務委託事業者評価委員」を置く。本市は、評価基準に沿って提案内容の評価を行い、評価委員の意見を参考に最終的な評価を決定する。評価が最も高い者を最優秀提案者とし、優先交渉権者として選定する。

7 契約の締結

優先交渉権者に選定された提案者と仕様等について協議を行い、合意した場合、

契約を締結する。

優先交渉権者との協議が不調となった場合、次いで高い点を得た提案者（以下順次）と契約の協議を行う。

なお、仕様書の確定については、提案された内容が基本となるが、本市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約するため、提案見積書の額と同額になるとは限らない。

8 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合。
- (2) 提案書に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合。
- (5) 提案書の事業費が限度額を超えている場合。

9 その他

本プロポーザルに関する詳細は、実施要領に定めるところによる。

